

医療機関 管理者 様

札幌市保健福祉局医務監 館石 宗隆

**医療用抗原定性検査キットによる自己検査等により陽性と判定された
患者の確定診断にかかる診療について（協力依頼）**

時下、皆様におかれましては、札幌市の医療行政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、札幌市では、今般の新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、発熱者等の診療・検査体制がひっ迫していることを受け、発熱外来の追加募集等を実施しているところですが、それでもなお、発熱者等の外来受診が困難な状況が続いております。

このような状況の中、札幌市では、令和 4 年 1 月 24 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡（別添。以下「事務連絡」という。）に基づき、発熱外来以外の医療機関において、電話診療やオンライン診療を活用して、医療用の抗原定性検査キットや民間 PCR 検査センター等で「陽性（高リスク等の類語を含む）」と判定された患者（以下「自己検査陽性者」という。）の診療を行い、医師の判断により、再度の検査を行うことなく確定診断を実施することで、発熱外来における自己検査陽性者の診断にかかる負担を軽減する取組を検討しております。

つきましては、下記のとおり、御協力いただける医療機関を募集しますので、御協力いただける場合には令和 4 年 2 月 8 日（火）までにご回答をお願いいたします。

記

1. 診療対象

医療用として承認を受けた抗原定性検査キット*による自己検査または民間の PCR 検査センター等（無料検査事業所等を含む）における検査の結果、「陽性（高リスク等の類語を含む）」と判定された患者（無症状者を含む）。

※ 患者本人が薬局から購入した抗原定性検査キット（薬事未承認のいわゆる「研究用」を除く）のほか、北海道の事業として、医療機関において抗原定性検査キットを配布していただく取組をあわせて実施予定であり、このことについては、別途、お知らせいたします。

2. 医療機関における診療の流れ（別紙 1 参照）

上記 1 の患者について、以下(1)～(3)の流れにより診療を実施してください。

(1) 受診予約

御協力いただける医療機関を札幌市ホームページに公表*しますので、自己検査陽性者が自ら、対応可能な医療機関を確認し、電話等で受診予約を行います。

※ 現在、札幌市ホームページで公開している「発熱外来（診療・検査医療機関）」の一覧とは、別に、対応可能な医療機関を一覧表で公開する予定です。

(2) 電話診療・オンライン診療

受診予約に基づき、電話診療・オンライン診療等^{※1}により、患者の症状や自己検査の結果を確認する^{※2}ことで、医師の判断により、再度の検査を行うことなく、患者の確定診断を実施します。

※1：電話診療・オンライン診療のほか、対応可能な場合は、対面診療も可。
(既に発熱外来を実施している医療機関は、発熱外来の診療に支障のない範囲において可能である場合に限り、ご協力をお願いします。)

※2：患者の症状や発症日・検査日の確認に加え、抗原検査キットの結果を、患者情報（保険証等）と一緒にスマートフォン等で撮影し、電子メール等で送付することで、確認することを想定しています。

(3) 医薬品の処方

必要に応じて、薬局等に処方せんを送付し、医薬品を配送で処方します^{※1、※2}

※1：新型コロナウイルスの経口治療薬（ラゲブリオ）の処方を行う場合には、別途、ラゲブリオ登録センターへの登録や札幌市保健所への手続きが必要ですので、以下まで、ご相談ください。なお、ラゲブリオの投与対象は、有症者であって、重症化リスク因子を有する方に限られます。

<ラゲブリオの処方にかかる問い合わせ先>

◆在宅医療担当（TEL：080-7552-7663 または 080-7552-7636）

メール：kansen_zaitaku@city.sapporo.jp

※2：その他の一般的な薬剤（解熱剤等）の配送に関しては、お近くの薬局等と事前にご相談ください。

(4) 保健所への報告

新型コロナウイルス陽性との確定診断を行った場合は、札幌市保健所に対し、以下ア～イのとおり速報連絡及び発生届を提出してください。

ア メールによる速報連絡（診断後速やかに報告をお願いいたします。）

<報告事項>

- ①カナ氏名、 ②生年月日、 ③患者電話番号
- ④住所、 ⑤現在いる場所、 ⑥医療機関の問い合わせ担当者氏名
- ⑦「本人実施の検査による確定診断」である旨

<報告先>

◆患者対応・入院調整担当係 陽性探知担当（TEL：011-676-3667）

メール：kansen_kensa@city.sapporo.jp

※ 緊急性の高い案件については、電話連絡をお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、保健所が患者の情報を確実に把握するため、報告事項に不足や誤りがないことを確認のうえ、ご報告をお願いいたします。

イ 感染症法に基づく届出

発生届の提出（FAX：011-633-0744）またはHER-SYSによる届出をお願いいたします。その際、自由記述欄等に(4)⑦の事項を記載してください。

※ 新たにHER-SYSによる届出を希望される場合は、IDをお知らせいたしますので、下記あてメールでご連絡ください。

<HER-SYSに関する問い合わせ先>

◆患者対応・入院調整担当係 HER-SYS 担当（TEL：011-676-3667）

メール：kansensyo@city.sapporo.jp

3. 回答方法及び回答先等

(1) 回答方法

ご協力いただける医療機関は、別紙2「自己検査陽性者の診療にかかる申請書」を以下の窓口まで提出してください。なお、回答の送付にあたっては、可能な限り、電子メールでの送付に御協力ください。

<申請書の提出先>

◆札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課

E-mail：kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

TEL 011-676-4145 FAX 622-5168

<申請書の掲載場所>

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/3/questionnaire.html>

(2) 回答期限

令和4年2月8日（火）17時まで

※上記の回答期限後も、随時、募集は継続します。

4. 備考

(1) 今回、新たに電話・オンラインによる診療を行う医療機関におかれましては、厚生労働省ホームページに公表するため、「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」を以下の窓口までご提出ください。（関連通知及び様式等は以下のホームページに掲載しておりますので、併せてご確認ください。）

また、参考資料として、厚生労働省による電話診療・オンライン診療のマニュアル（別紙4）をあわせて送付させていただきます。

<相談先>

◆札幌市保健所医療政策課医務係

E-mail：imu@city.sapporo.jp TEL：011-622-5162 FAX：011-622-5168

<申請書の掲載場所>

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f4imuyaku/f77tuuti/tuutilistimu/2.html>

(掲載日：令和2年4月21日)

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（通知・照会）

- (2) 現在、発熱外来等としてご登録いただいている医療機関におかれましては、発熱外来の運用に支障の生じない範囲で御協力いただくことが可能であれば、ご検討をお願いいたします。特に、区分Aの発熱外来におかれましては、これまでの診療経験等を活かして、本体制への御協力をお願いいたします。
- (3) 電話診療・オンライン診療に係る診療報酬についての詳細は、別紙3「電話診療に係る診療報酬の取扱いについて」をご参照ください。

担当：札幌市保健福祉局保健所医療対策室医療提供体制構築課

E mail: kansen_iryoteikyotaisei@city.sapporo.jp

TEL 011-676-4145 FAX 622-5168